

政令第

第三内閣は、地方連絡協議会令（昭和二十四年法律第 号）第十九條

第一條（所掌事務）一、この政令を制定する。二、この政令を制定する。

第二條（調整事務）一、調整事務は、緊密な連絡を図るために必要事項を協議する。二、調整事務は、緊密な連絡を図るために必要事項を協議する。

第三條（組織）一、協議会は、連絡調整事務局長及び委員三十人以内で組織する。二、協議会は、連絡調整事務局長及び委員三十人以内で組織する。

第四條（委員）一、委員は、関係機関の職員のうちから、外務大臣が任命する。二、委員は、関係機関の職員のうちから、外務大臣が任命する。

第五條（幹事）一、幹事は、協議会に、幹事を置くことができる。二、幹事は、協議会に、幹事を置くことができる。

第六條（非常勤）一、非常勤幹事は、協議会の所掌事務について委員をたすける。二、非常勤幹事は、協議会の所掌事務について委員をたすける。

第七條（非常勤幹事）一、非常勤幹事は、協議会の所掌事務について委員をたすける。二、非常勤幹事は、協議会の所掌事務について委員をたすける。

第八條（非常勤幹事）一、非常勤幹事は、協議会の所掌事務について委員をたすける。二、非常勤幹事は、協議会の所掌事務について委員をたすける。

第九條（非常勤幹事）一、非常勤幹事は、協議会の所掌事務について委員をたすける。二、非常勤幹事は、協議会の所掌事務について委員をたすける。

第十條（非常勤幹事）一、非常勤幹事は、協議会の所掌事務について委員をたすける。二、非常勤幹事は、協議会の所掌事務について委員をたすける。

第十一條（非常勤幹事）一、非常勤幹事は、協議会の所掌事務について委員をたすける。二、非常勤幹事は、協議会の所掌事務について委員をたすける。

裏面白紙

第六條（庶務）  
協議会の庶務は、連絡調整事務局において処理する。  
第七條（雑則）  
前各條に定めるものを除く外、議事の手続その他協議会  
に關し必要な事項は、会長が定める。  
この政令は、公布の日から施行する。

裏面白紙

理由  
外務省設置法第十九條第三項の規定に基き、地方連絡協議会の  
所掌事務、組織及び運営の方法を定める必要があるからである。

裏面白紙